

# 令和5年度教育方針

令和 5 年 2 月 1 7 日

あきる野市教育委員会  
教育長 丹 治 充



それでは、令和5年度あきる野市施政方針を踏まえ、教育行政の基本的な方針及び主要な施策の一端を申し述べさせていただきます。

私たちの生活に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症への対策は、令和4年度には感染拡大防止と社会経済活動を両立させる「withコロナ」に向けた新たな段階への移行に向けて動き出し、制限されていた活動が徐々に再開されはじめました。子どもたちが心待ちにしていた学校行事も、感染症対策を十分に施した上で実施され、たくさんの笑顔が学校に戻ってまいりました。予測困難な時代を生き抜いていく子どもたちには、自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する中で様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く持続可能な社会の創り手を育むための教育が必要です。このことを十分に認識し、本市の教育行政を推進してまいります。

また、先ほど、市長の施政方針でも述べられましたとおり、新学校給食センターの共同整備につきましては、日の出町との広域連携事業として、効率的かつ効果的な実施に向けて準備を進めてまいりましたが、検討委員会における協議が整い、基本方針、施設内容、運営方式等の方向性が「整備・運営方針（実施計画）」（案）として示されましたので、これを基本に、新学校給食センターの早期竣工と稼働を目指して、基本設計及び実施設計に

着手してまいります。新学校給食センター稼働までの間は、引き続き施設や設備の点検を行いながら、安全・安心な学校給食を安定的に提供できるよう努めてまいります。

さらに、大規模地震をはじめとした自然災害に備えた避難所の一つとして、市立学校の体育館が指定されておりますが、市民の安全確保のためにも、学校施設全体における避難所としての在り方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本市の教育行政を推進していくための方向性を示す「あきる野市教育基本計画（第3次計画）」に基づいた主要な施策について申し述べさせていただきます。

はじめに、確かな学力の育成であります。

各教科等の基礎的な学力につきましては、子どもたちが主体的に学習に取り組み、身に付けた知識や技能を繰り返し活用することが学力の定着には大変重要となります。その際には、「G I G A スクール構想の実現」に伴い導入したタブレット端末を活用した学習が大変有効となってまいります。現在、学校間での活用に差が見られる状況の中で、全小・中学校が、教育データの利活用に向けた取組やICT教育を適正かつ確実に推進していくことが課題となっております。今後、デジタル教科書の積極的な活用をはじめ、子どもたち個々が課題に

取り組むための学習や授業支援システムなどを利用して学び合う学習など、ICT環境を十分に活用した多様な学習に取り組んでまいります。

また、グローバル化する社会を生きていく子どもたちには、「自己を確立しつつ、他者を受容し、多様な価値観をもつ人々と協力・協働しながら課題を解決する力」や「自ら進んで積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や豊かな国際感覚の醸成」が求められております。そのためにも、各教科等で自分の考えを持って交流し合うことや、コミュニケーション能力を高める学習を積極的に取り入れていく必要があります。また、外国人との関わりも、これまで以上に増えることが想定されますので、子どもたちが英語によるコミュニケーション能力を身に付けることも求められております。東京都教育委員会によるスピーキングテスト導入の目的も踏まえ、「東京グローバルゲートウェイ グリーンスプリングス」などを利用した英語の体験学習や、AETや学習者用デジタル教科書などを有効に活用し、子どもたちが英語に触れ、積極的にコミュニケーションを図ることができる機会を充実させてまいります。

体力向上につきましては、コロナ禍により日常生活が大きく制限された中で、子どもたちの体力は低下の傾向が見られます。このことから、体育の授業を中心に運動の楽しさを味わわせるとともに、部活動や休み時間、放課後などに運動に親しむ機会を増やしてまいります。

一方、子どもたちに様々な力を身に付けさせる教員は、

子どもたちの様子を見極め、絶えず指導内容や指導方法を研究し、より深みのある授業を提供していかなければなりません。教員自らが学ぶ姿勢や風土を醸成するとともに、教職員研修センターや各種研修等を通して、教員の授業力の向上に努めてまいります。

次に、特別支援教育の推進と、いじめの防止、不登校対応の充実であります。

特別支援教育の推進につきましては、「特別支援教育推進計画 第三次計画」の下、関係機関や関係部署と連携を図りながら、全児童・生徒を対象とした支援の充実に努めているところであります。誰一人取り残さない、誰にとっても分かりやすい授業、安心できる教室を目指し、授業と教室環境のユニバーサルデザイン化も徹底してまいります。

また、本計画に基づき準備を進めてまいりました南秋留小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置につきましては、予定どおり令和5年4月から開設いたします。本学級のカリキュラムといたしましては、通常の教科学習はもとより、子どもたちにコミュニケーション能力や社会性を身に付けさせるための授業も確実に行ってまいります。

いじめ防止につきましては、各学校において現在も取り組んでいるところではありますが、いじめの認知件数は依然として増加傾向にあります。いじめには、多種多様な価値観や考え方、感じ方がありますので、「あきる野

市いじめ防止基本方針」の下、これまで以上に未然防止に力を入れる必要があります。

学校教育におきましては、他者を認める、自分を大切に  
にする、気になることがあれば誰かに相談できるなど、  
子どもたちが集団の中で生活を営む上で重要な「互いの  
多様性や良さを認め合う共感的な人間関係」を築く取組  
を各教科や道徳の授業、学級活動、学校行事など、様々  
な場面で指導を行い、いじめを許さない意識や態度を育  
成してまいります。また、自宅での学習にタブレット端  
末を活用していく中でも、SNSのルールを見直し、子  
どもたちにインターネットを適切かつ安全に利用する  
スキルを身に付けさせ、SNSによるいじめの防止にも  
努めてまいります。

さらに、いじめの防止には、いじめを早期に発見し、  
適切に対応できる体制を整える必要がありますので、学  
校だけの取組にとどまらず、家庭や地域、関係機関等と  
連携を図りながら、社会全体で子どもたちを見守り、気  
持ちを受け止め、子どもたちをいじめから守る体制づく  
りを進めてまいります。

不登校対策につきましては、支援を要する児童・生徒  
の数が増加していることから、その支援策を講じること  
が教育委員会や各学校にとって喫緊の課題であります。  
教育委員会では、令和3年度から不登校児童・生徒に対  
する支援のための教育支援センター機能として、教育支  
援室や教育相談の充実に努めてまいりました。また、令  
和4年度には、学校や教育支援室に通えない児童・生徒

が、人とかかわり、社会的自立を促す機会として、居場所機能を担う「カラフルルーム」を新たに立ち上げ、児童・生徒の学習や相談、保護者の相談にも応じる取組を始めたところでもあります。令和５年度は、教育支援センターを組織化し、不登校児童・生徒や特別な支援を要する児童・生徒への更なる支援の充実を図ってまいります。

次に、学校運営協議会制度の推進と特別活動の充実であります。

教育基本計画（第３次計画）に掲げた「コミュニティ・スクール」につきましては、学校運営協議会と地域学校協働本部が車の両輪となって、地域学校協働活動を充実させる「地域とともにある学校」を目指すものであります。令和６年度からの開設を目標に、令和５年度は、本市のコミュニティ・スクールの在り方を検討し、学校運営協議会設置に向けて協議を進めるとともに、保護者や地域に周知するための準備を進めてまいります。

学校行事をはじめとした特別活動につきましては、子どもたちの成長過程の中で大変貴重な機会となることから、コロナ禍においても、活動内容や公開の規模などを制限しながら実施してまいりました。各学校では、子どもや家庭の負担を考慮しつつ、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動や教員の働き方改革の推進など、様々な活動を行ってまいりましたが、引き続き、状況を見据えた上で適切な対応を模索しながら学校行事の完全実施を目指してまいります。



その中で、部活動におきましては、学校を含めた地域で子どもたちを育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を支援できる環境を整備していく必要があります。これまでも、指導者の確保に努めてまいりましたが、今後は、より専門性の高い外部人材の確保を積極的に進めてまいります。

次に、生涯学習の振興と充実であります。

生涯学習の振興につきましては、人生100年時代と言われる中、生涯にわたり、健康で生きがいを持って生活するために、様々な学びを行うことが重要であります。中央公民館をはじめとする生涯学習の関係施設におきましては、引き続き、各種の講座や催し物を実施するとともに、特に60歳以上の方を対象に実施している寿大学につきましては、ICTを有効に活用するなど、より多くの方が参加できる取組についても検討を進めてまいります。

また、本市には、様々な文化財が存在しており、各地域には、お囃子、獅子舞、歌舞伎などの伝統芸能が承継されております。これらの伝統芸能をはじめ、様々な文化財について、より多くの情報を発信するとともに、活用と保存、さらに、これに対する必要な支援に取り組んでまいります。

市民の学びと交流の拠点となっている図書館につきましては、年齢を問わず、多くの市民に利用されております。引き続き、「いつでも・どこでも・だれもが学び、

情報が活用できる図書館」づくりに取り組んでまいります。

特に、幼い時期から本を通じ、ふれあいの時間を持つことは、子どもの心の成長を促すための基礎となりますので、「第4次あきる野市子ども読書活動推進計画」の下、乳幼児期からの読書習慣の形成に取り組んでまいります。

スポーツの振興につきましては、「第2次あきる野市スポーツ推進計画」に基づき、基本理念として掲げた「みんなでつくろう スポーツ都市あきる野」の実現に向け、誰もが身近でかつ気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに、市民、関係する組織や団体などと連携・協働して取り組んでまいります。

最後に、青少年の健全育成であります。

次世代を担う青少年の健全育成は、社会全体の責務であります。引き続き、青少年健全育成の中核組織である青少年健全育成地区委員会をはじめ、各種団体や関係機関の活動を支援してまいります。また、子どもたちが、安心して過ごせる放課後の居場所づくりとして実施しております放課後子ども教室につきましては、増戸小学校への令和5年度中の開設に向け、準備を進めてまいります。

さらに、本市の中学生が、学校部活動と並行し、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる新たな地域クラブ活動の環境整備に向けた

準備を進めてまいります。

以上、令和5年度の主要な施策について述べさせていただきましたが、全ての市民が生涯にわたって学ぶことのできる本市の教育行政を目指し、市長部局と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位、並びに市民の皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます、令和5年度の教育方針といたします。